

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 6 年 11 月 22 日から同年 12 月 21 日までの間、「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、21 件の御意見を頂きました。

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 2 号）
- (2) 指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 3 号）
- (3) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 4 号）
- (4) 猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年国家公安委員会規則第 1 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 6 年 11 月 22 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の内閣府令案等の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 21 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	20 件
電子メール	1 件
郵 送	0 件

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係
別記様式について、

- 銃砲所持許可申請書（別記様式第6号）及び譲渡等承諾書（別記様式第12号）の
替え銃身の欄を増やしてほしい

との御意見がありました。

銃砲所持許可申請書及び譲渡等承諾書に追加の記載がある場合には、現在も別紙を添付することが可能な運用としており、改正された規則の施行後も同様の運用とする予定ですので、原案のとおりとさせていただきます。

2 「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」関係

「ライフル銃用実包」を「ライフル実包」と改正したことについて、

- 「ライフル実包」の定義付けをしてほしい

といった御意見がありました。

今回の改正は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）によりライフル銃の定義が変更されたことに伴って、「ライフル銃用実包」の用語が示す範囲に疑義が生じることを避けるために用語を改めたものであり、「ライフル実包」の用語が示す範囲は従前の「ライフル銃用実包」と同じであること、また、これまで、「ライフル銃用実包」との用語には定義規定が置かれていないことから、原案のとおりとさせていただきます。

なお、「ライフル実包」の用語は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案及び猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則案にも含まれていますが、こちらも上記のとおりです。

3 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- いわゆるハーフライフル銃を所持しようとする者がライフル銃の射撃教習を受講することによる負担の増加に関する御意見
- いわゆるハーフライフル銃を事業被害防止のために所持しようとする者に係る運用に関する御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、所要の形式的修正を行いました。